

【宮城県】

| 市町村名 | Q9 | Q10 | Q11 |
|------|---|--|--|
| 仙台市 | ・HPでの広報やチラシを作成し、区役所等の窓口に設置した。 | ・福祉や税関係の窓口職員，消費生活専門相談員を対象とした研修（年1回） ・福祉や税関係の窓口職員，消費生活専門相談員を対象とした研修（年1回） ・仙台市弁護士会の協力を得て，特別相談として弁護士の面談形式による相談（H19年度 7/18 14件 7/19 17件 3/17 16件 3/18 18件） ・今後，市内の金融機関の協力を得て，相談窓口の周知を図れるようにしたい。 | ・多重債務に陥っている方への相談窓口の周知方法 ・多重債務に陥らないための教育（啓発） |
| 塩竈市 | | 多重債務問題に対する取組としては，多重債務窓口強化月間を設け，相談業務体制を強化する予定である。 | パイオネットを設置するための，補助を検討していただきたい。 |
| 気仙沼市 | 市のホームページによる広報、庁舎正面玄関にパンフレットを作成して置き自由に持ち帰ってもらう。 | | |
| 白石市 | 出張講話、イベント展示、回覧チラシ等配布 | 1月～3月までの第2、第4日曜日午後1時～午後7時まで電話相談 | 滞納者だけでなく不登校、DV等の相談で聞き取り掘り起こしが大事 |
| 名取市 | | なし | 多重債務事件で債務整理をしたとしても、生活再建が困難な人がある。生活再建費用の援助が必要と思われます。 |
| 岩沼市 | 全戸対象のチラシ配布・敬老会・成人式でのチラシ配布 | なし | なし |
| 登米市 | 相談窓口で開設している「登米市多重債務110番」の日のポスター及びパンフレットを相談の連携体制を取っている関係部署へ配布している | 行政機関内での連絡調整会議を開催し関連部署との連携を図っている。 | 相談者に対し包括的な支援を行うためには、整理後の追跡調査が必要となるが個人情報等の関連で困難な場合があり今後の方策が必要。 |
| 栗原市 | 広報誌のほか、市内の公所・支所や金融機関、農協の窓口に簡易的なポスターを掲示し周知を行った。また、仙台弁護士会や宮城県司法書士会との情報交換を行うなど、積極的な事業の取り組みを模索することで、メディアへのアピールを行った。 | 仙台弁護士会や宮城県司法書士会との情報交換を行い、特に仙台弁護士会とは、市の多重債務相談との連携協力に関する協定を結び、法律専門家との相談の機会を定例的に増やした。また、多重債務救済の一助として栗原市のぞみローンを創設した。（債務弁済のための融資制度） | 栗原市の多重債務相談窓口は福祉事務所内に設置されていることから、日常的な生活相談と直結したものとなっている。これまで多くの相談が寄せられているが、これまで以上に電話による初回相談を法律専門家との面接につなげるため相談員のスキルアップが必要であると考え。また、新たな多重債務者を増やすことの無いよう、予防的な啓発活動が必要である。 |
| 大崎市 | | 5月から隔月で多重債務者対策として弁護士による無料法律相談を開設予定。 | なし |
| 蔵王町 | 多重債務に関するちらしを作成し全戸配付した。 | 地域包括支援センターと連携し被害を未然に防ぐ広報、講演会を開催予定 | 町内在住の人は秘密厳守と広報してもなかなか来庁しない。 |
| 亘理町 | 広報誌 暮らしのメモ 掲載、緊急回覧、成人式にパンフレット配布、出前講座、消費者大学・料理教室にて啓発 | 年3回無料法律相談を開設、地元の司法書士の先生へ相談・紹介 | 今後も他部署・他機関と連携、問題を抱えている方への情報の提供 |

【宮城県】

| 市町村名 | Q9 | Q10 | Q11 |
|------|----------------------------------|---|--|
| 山元町 | (毎月、広報紙に各種相談日と消費生活相談情報等を連載している。) | なし | 他課や関係機関との連携により、多重債務相談窓口の充実を図る。 |
| 松島町 | 成人式の会場で、消費生活相談窓口を案内するチラシを配布した。 | なし | なし |
| 利府町 | | 平成18年度は、2件だった相談件数が平成19年度は8件と増加傾向にあり、町広報誌にも4ヵ月間に渡って周知を図っており、今後も継続的に相談体制の強化を図っていききたいと考える。 | なし |
| 大和町 | | なし | 各町村に事務所等を設置している弁護士・司法書士とっと身近に連携を図る |
| 大郷町 | | 今後、何らかの対策を図っていききたい。 | 現在相談件数は0件であるが、今後、何らかの対策を図っていききたい。 |
| 色麻町 | | なし | 職員が減少していく中での対応が難しいのが現実。また、今後は、町の滞納者と多重債務者の両方の対応が必要となってくると思う。 |
| 加美町 | 隔月回覧、啓発出前講座5回、町ホームページに啓発コーナー開設 | 各部署が独自に取り組んでおり、それらをうまく連携するための調整、話し合いをしている。 | 他機関に繋いだ後の処理状況を知るための仕組みがあればよい。専門家に聞くのは簡単なことではないと感じることがある。 |
| 南三陸町 | | なし | 町の広報誌等を通じて、町の相談窓口の存在をPRしているが、小さい町であるためか地元の相談所には足を運びづらいという話しも聞こえる。町税や町営住宅担当とも連携することとしているが、プライベートなことまでは話してもらえず、多重債務者の掘り起こしに苦慮している。 |